

湯 沢 市 立 地 適 正 化 計 画

届出の手引き

湯 沢 市

1. はじめに

湯沢市では、人口減少と高齢化が急速に進む中で、将来にわたり、持続可能な“誰もが暮らしやすい”都市づくりを進めるため、平成30年3月に都市再生特別措置法に基づく「湯沢市立地適正化計画」を策定しました。計画の策定から5年が経過し、計画の達成状況や社会情勢の変化を踏まえて見直しを行うとともに、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進するため、計画を改訂しました。（令和7年2月20日公表）

本計画では、一定の人口密度を保つことで生活サービス施設や地域コミュニティの持続的な確保を目指す「居住誘導区域」と市民の福祉や利便のために必要な施設を集積させ、継続的なサービスの確保を目指す「都市機能誘導区域」を定めています。

本計画の適正な運用に向けて、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市再生特別措置法第88条第1項及び第108条第1項の規定に基づき、湯沢市立地適正化計画区域内（都市計画区域内）の誘導区域外における一定規模以上の開発行為や建築行為等を行う場合に、事前の届出が必要になります。

この届出義務に関する規定は、宅地建物取引における重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）の対象となります。

なお、立地適正化計画に基づく届出制度は、都市計画区域内が対象であるため、都市計画区域が指定されていない、稲川地域・雄勝地域・皆瀬地域の全域と湯沢地域の一部の区域は、本手引きに示す届出は不要です。



図1 都市計画区域と誘導区域

2. 住宅開発・建築等に関する届出（居住誘導区域外における事前届出）

①. 届出の対象となる行為

都市計画区域内の居住誘導区域外で、以下の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、届出の対象となる行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。

開発行為

「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」（都市計画法第4条第12項）

（１） ３戸以上の住宅の建築目的の開発行為

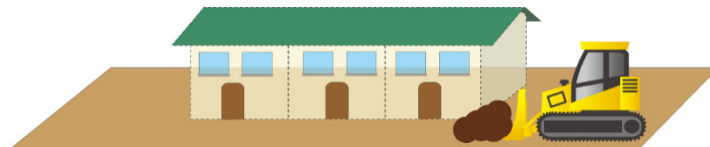
【例示】

**届出
必要**



（３戸の戸建て住宅団地のための開発行為）

**届出
必要**

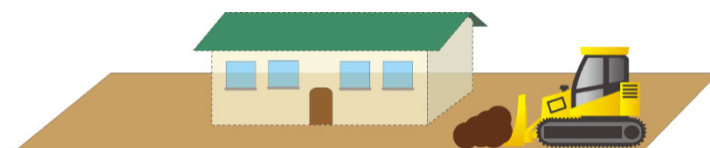


（３戸の集合住宅を建築するための開発行為）

（２） １戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、 その規模が 1,000 ㎡以上のもの

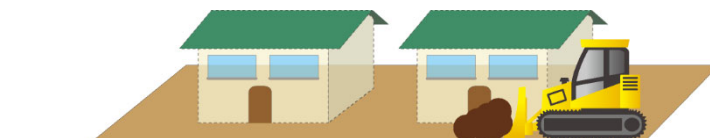
【例示】

**届出
必要**



（１戸の住宅建築のための 1,100 ㎡の開発行為）

**届出
不要**



（２戸の住宅建築のための 800 ㎡の開発行為）

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

※開発行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

建築等行為

「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為」(建築基準法第2条第13号)

(1) 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

(2) 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して

3戸以上の住宅とする場合

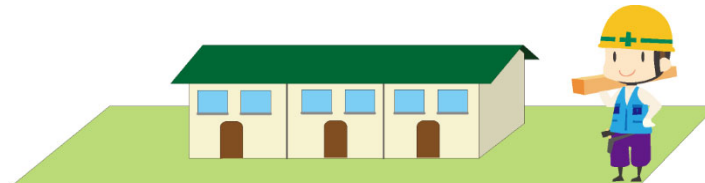
【例示】

届出
必要



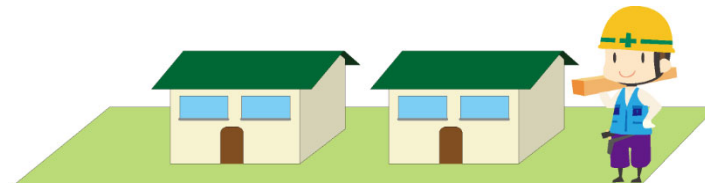
(3戸の戸建て住宅を新築しようとする場合)

届出
必要



(3戸の集合住宅を新築しようとする場合)

届出
不要



(2戸の戸建て住宅を新築しようとする場合)

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

※建築等行為を行おうとする敷地の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

【届出の対象とならない行為】

都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第34条、35条に基づき、以下の行為については、届出の必要はありません。

- (1) 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2) (1) の住宅等の新築
- (3) 建築物を改築し、又はその用途を変更して(1)の住宅等とする行為
- (4) 非常災害のため必要な緊急措置として行う行為
- (5) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

②. 届出に必要な書類

届出は、都市再生特別措置法第 88 条、同法施行規則第 35 条、37 条、38 条に基づき、予め定められている以下の届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。

開発行為の場合

☐届出書 様式 1

☐添付図書

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- (2) 設計図（縮尺 1/100 以上）
- (3) その他参考となる事項を記載した図書

建築等行為の場合

☐届出書 様式 2

☐添付図書

- (1) 当該行為を行う位置を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- (2) 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- (3) 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- (4) その他参考となる事項を記載した図書

上記 2 つの届出内容を変更する場合

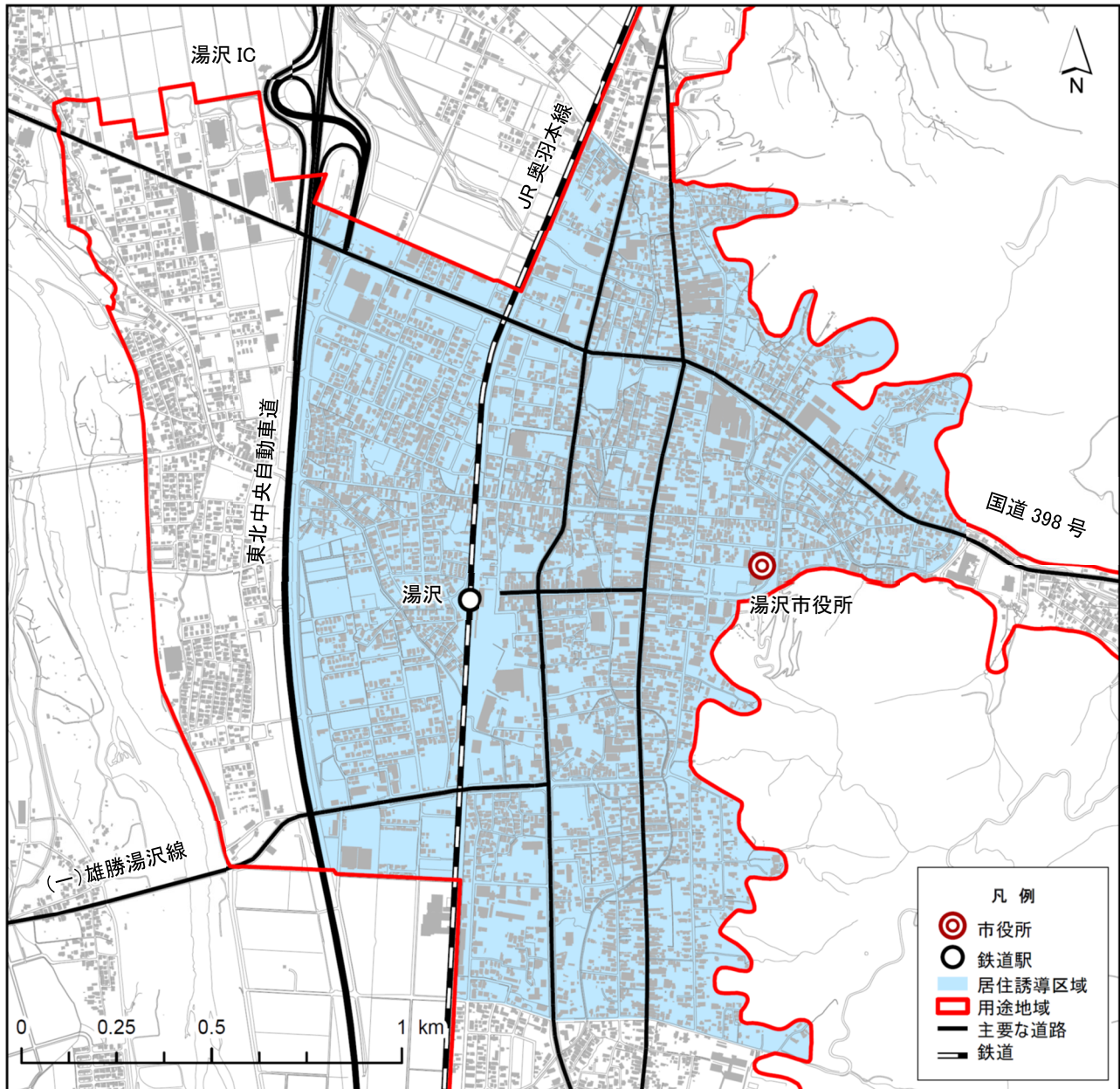
☐届出書 様式 3

☐添付図書

上記のそれぞれの場合と同様

③. 居住誘導区域

居住誘導区域は、下図に示す区域から、次頁に示す土砂災害特別警戒区域等の区域を除外した区域です。



※なお、上記の居住誘導区域のうち、次頁に示す「居住誘導区域から除外する区域」については、居住誘導区域に含めません。

図 2 居住誘導区域

【居住誘導区域から除外する区域】

◇土砂災害特別警戒区域

◇土砂災害警戒区域

◇雪崩危険箇所

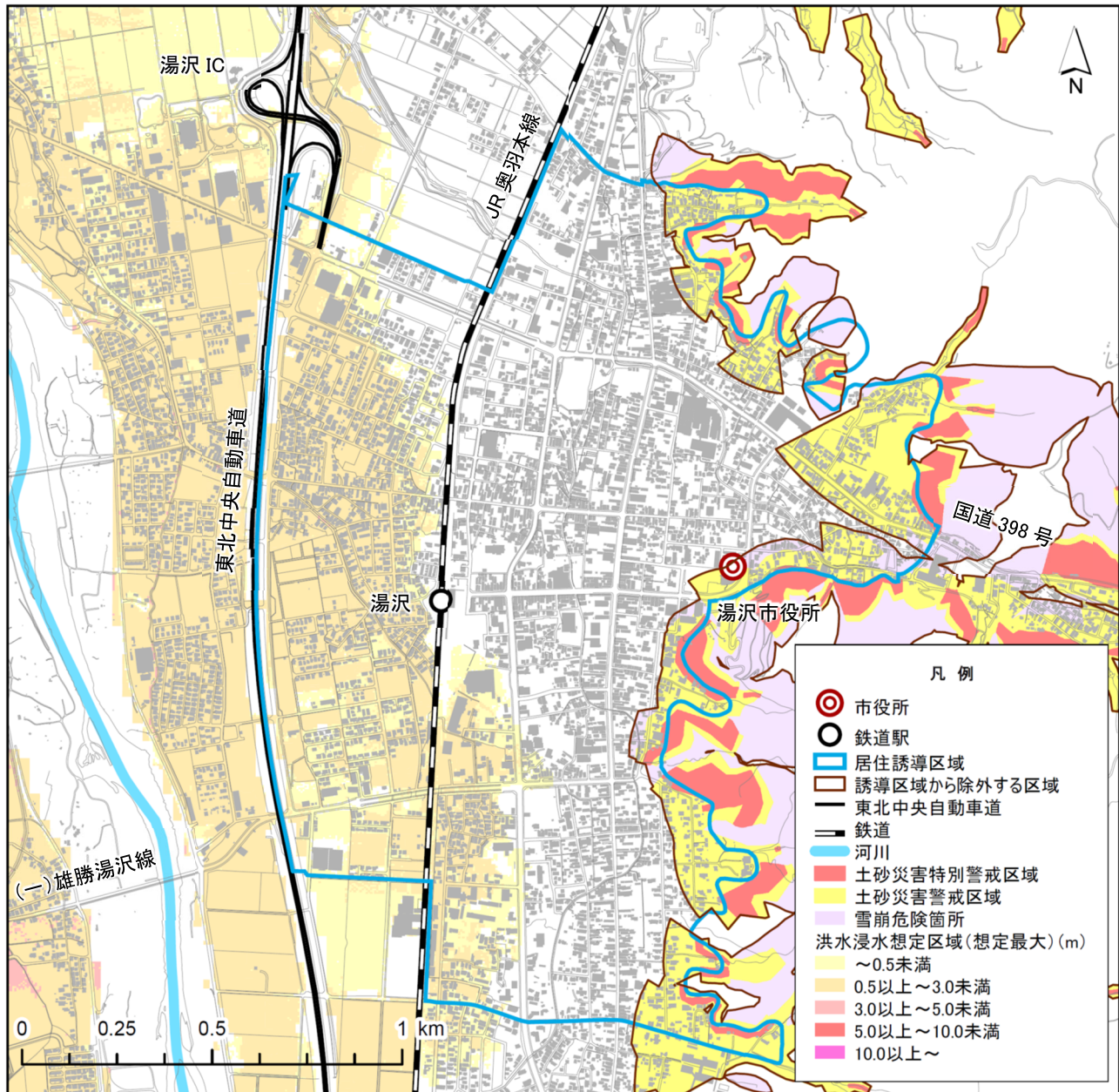


図3 居住誘導区域周辺における土砂災害特別警戒区域等の現在の指定状況

出典：国土数値情報ダウンロードサイト、雄物川水系洪水浸水想定区域（湯沢河川国道事務所）

土砂災害特別警戒区域等については、「湯沢市防災マップ」で確認することができますが、より詳細な状況の確認が必要な場合は、届出・相談先の窓口までお問い合わせください。

3. 誘導施設に関する届出（都市機能誘導区域外における事前届出）

①. 届出の対象となる行為

都市計画区域内の都市機能誘導区域外で、以下の開発行為や建築等行為を行おうとする場合には、届出の対象となる行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。

開発行為

「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」（都市計画法第 4 条第 12 項）

- （１）誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為」（建築基準法第 2 条第 13 号）

- （１）誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- （２）建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- （３）建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※開発行為・建築等行為を行おうとする区域や敷地の全部又は一部が都市機能誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。

【届出の対象とならない行為】

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、同法施行令第 44 条、45 条に基づき、以下の行為については、届出の必要はありません。

- （１）湯沢市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- （２）（１）の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- （３）建築物を改築し、又はその用途を変更して（１）の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- （４）非常災害のため必要な緊急措置として行う行為
- （５）都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

②. 誘導施設

届出の対象となる誘導施設は下表のとおりです。

表 1 誘導施設一覧

区分	施設名	定義
健康施設	健康増進施設	文部科学省健康増進施設認定規程及び同規程に準ずる施設
子育て支援施設	子育て支援総合センター	湯沢市子育て支援総合センター条例に示す事業を実施する施設
商業施設	大規模小売店舗 ※生鮮食料品を扱うもの	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が1,000㎡を超えるもので、生鮮食料品を扱うもの
教育・文化施設	図書館	図書館法第10条に基づき設置される施設
	生涯学習センター	湯沢市生涯学習センター条例に基づき設置される施設

※上記施設に係る一部機能を含む

③. 届出に必要な書類

届出は、都市再生特別措置法第108条、同法施行規則第52条、54条、55条に基づき、予め定められている以下の届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。

開発行為の場合

☐ 届出書 様式 4

☐ 添付図書

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- (2) 設計図（縮尺 1/100 以上）
- (3) その他参考となる事項を記載した図書

建築等行為の場合

☐ 届出書 様式 5

☐ 添付図書

- (1) 当該行為を行う位置を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- (2) 敷地内における建築物等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- (3) 建築物等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- (4) その他参考となる事項を記載した図書

上記2つの届出内容を変更する場合

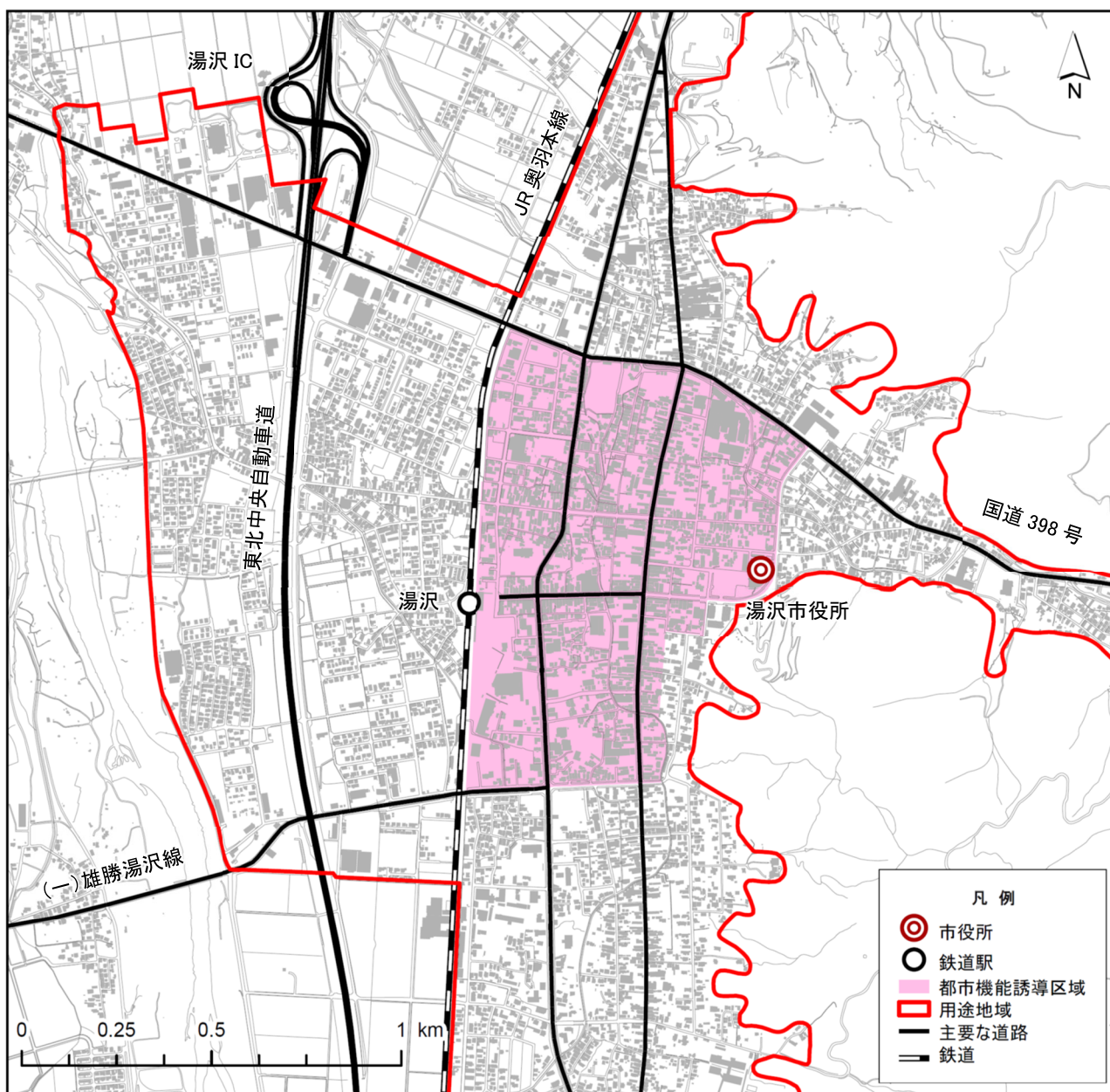
☐ 届出書 様式 6

☐ 添付図書

上記のそれぞれの場合と同様

④. 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、下図に示す区域から、次頁に示す「都市機能誘導区域から除外する区域」である土砂災害特別警戒区域等の区域を除外した区域です。



※なお、上記の都市機能誘導区域のうち、次頁に示す「都市機能誘導区域から除外する区域」については、都市機能誘導区域に含めません。

図 4 都市機能誘導区域

【都市機能誘導区域から除外する区域】

◇土砂災害特別警戒区域

◇土砂災害警戒区域

◇雪崩危険箇所

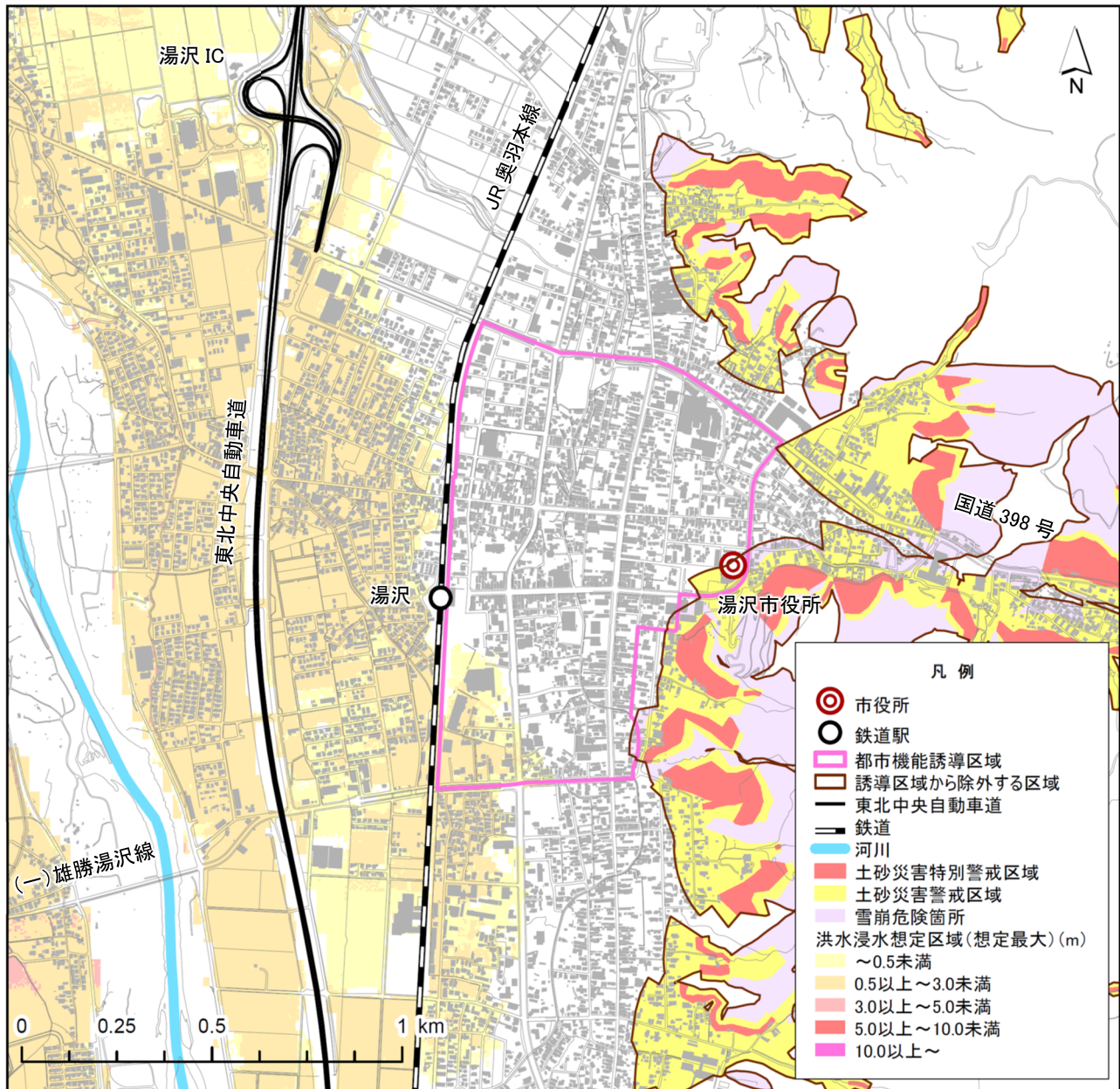


図5 都市機能誘導区域周辺における土砂災害特別警戒区域等の現在の指定状況

出典：国土数値情報ダウンロードサイト、雄物川水系洪水浸水想定区域（湯沢河川国道事務所）

土砂災害特別警戒区域等については、「湯沢市防災マップ」で確認することができますが、より詳細な状況の確認が必要な場合は、届出・相談先の窓口までお問い合わせください。

4. 誘導施設の休廃止に関する届出

①. 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で、立地適正化計画に位置付けた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、休止又は廃止する 30 日前までに市への届出が必要となります。

②. 届出に必要な書類

届出は、都市再生特別措置法第 108 条の 2、同法施行規則第 55 条の 2 に基づき、予め定められている以下の届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。

誘導施設の休廃止の場合

☐ 届出書 様式 7

☐ 添付図書

- (1) 当該誘導施設及び周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- (2) その他参考となる事項を記載した図書

※誘導施設の休止又は廃止を行おうとする区域や敷地の全部又は一部が都市機能誘導区域内にある場合は、届出の対象となります。

4. 手続きの流れ

①. 届出の時期

立地適正化計画に基づく届出は、届出行為に着手する日の30日前までに、市への届出が必要です。

届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要となっています。

また、立地適正化計画に基づく届出は、開発許可申請や建築確認申請に先行して行うことが望ましいとされています。

そのため、対象となる行為を行おうとする場合は、事業検討の早い段階からのご相談についてご検討ください。

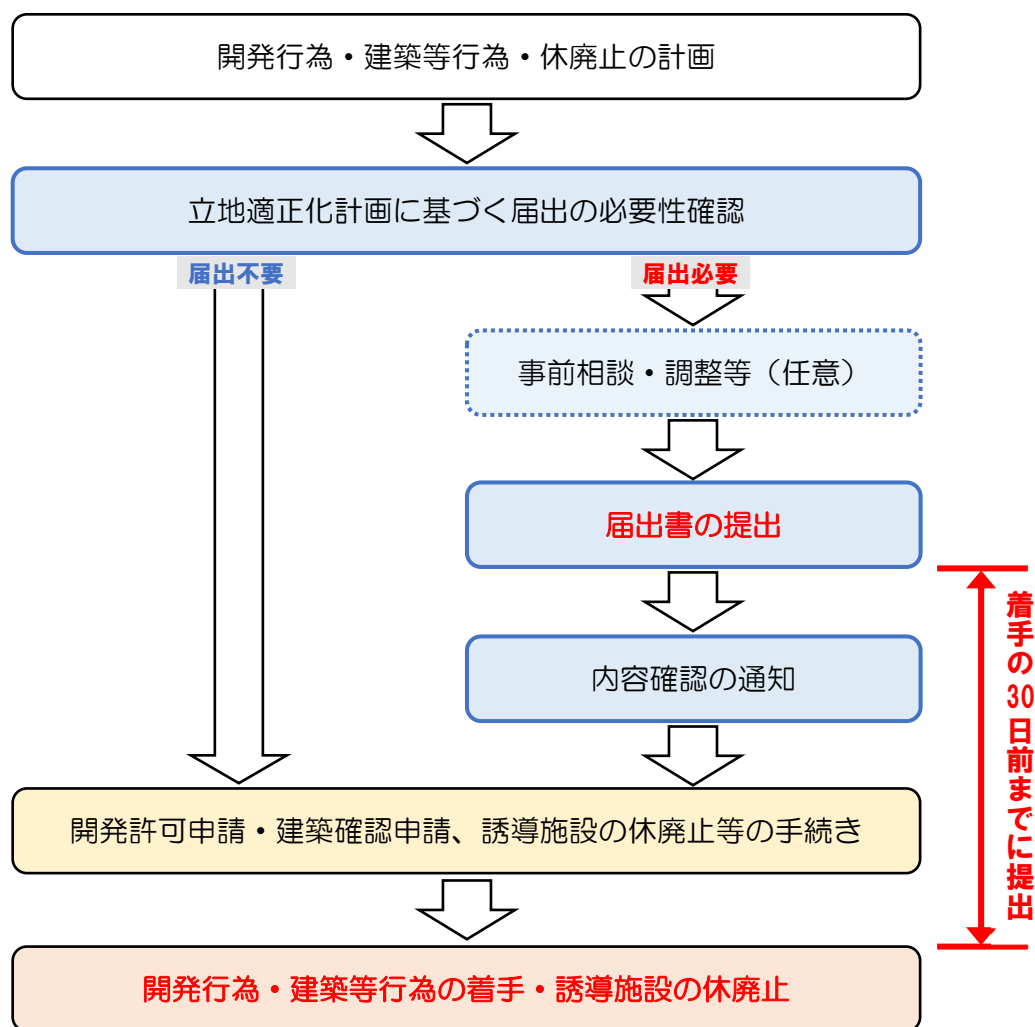


図6 開発行為・建築等行為に係る手続きの流れ

②. 届出・相談先の窓口

届出及び相談先の窓口は、下記のとおりです。

湯沢市役所 建設部 都市計画課 都市計画班

TEL：0183-73-2156 FAX：0183-72-2299

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

※申請料は不要です

③. 留意事項

虚偽の届出や届出を行わずに届出が必要な開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。

参考資料-1
(届出様式記入例)

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 7 年 6 月 1 日

着手日の 30 日前までに届出が必要

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

湯沢市◇◇町○ー△

氏 名

株式会社□□□

代表 湯沢 太郎

開
発
行
為
の
概
要

1 開発区域に含まれる地域の名称	湯沢市△△町□□番（外○筆）
2 開 発 区 域 の 面 積	5, 0 0 0 平方メートル
3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅・共同住宅・長屋・その他（
4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 7 年 7 月 10 日
5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 7 年 12 月 20 日
6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) 2 0 区画 (担当者連絡先) 湯沢市◇◇町○ー○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。 令和 7 年 6 月 1 日● 着手日の 30 日前までに届出が必要 湯 沢 市 長 様 届出者 住 所 湯沢市◇◇町○－△ 氏 名 湯 沢 太 郎	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 湯沢市△△町□□番 (地 目) 宅地 (面 積) 800 m²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建ての住宅・共同住宅・長 屋 ・ その他 ()
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 7 年 7 月 3 日 (完了予定年月日) 令和 7 年 12 月 25 日 (戸 数) 8 戸 (担当者連絡先) 湯沢市◇◇町○－○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL : 0183-○○-○○○○

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行 為 の 変 更 届 出 書

令和 7 年 8 月 10 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所 湯沢市◇◇町○ー△
氏 名 株式会社□□□
代表 湯沢 太郎

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 7 年 6 月 1 日
- 2 変更の内容
・ 住宅用区画数の変更 20 区画 ⇒ 15 区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 7 年 9 月 15 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 7 年 12 月 20 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

着手日の 30 日前までに届出が必要

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 7 年 6 月 1 日 ●

着手日の 30 日前までに届出が必要

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所 湯沢市◇◇町○ー△

氏 名 株式会社□□□

代表 湯沢 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	湯沢市△△町□□番（外○筆）
	2 開 発 区 域 の 面 積	5, 0 0 0 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	スーパーマーケット（店舗面積 2, 5 0 0 m ² ）
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和 7 年 7 月 10 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和 7 年 11 月 30 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	（誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積） 飲食店（床面積 300 m²） （担当者連絡先） 湯沢市◇◇町○ー○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL：0183-○○-○○○○

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

建築物を改築し誘導施設を有する建築物する行為

建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 7 年 6 月 1 日

着手日の 30 日前までに届出が必要

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

湯沢市◇◇町○－△

氏 名

株式会社□□□

代表 湯沢 太郎

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 湯沢市△△町□□番 (地 目) 宅地 (面 積) 3,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	健康増進施設 (床面積：800 m ²)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 7 年 7 月 3 日 (完了予定年月日) 令和 7 年 10 月 25 日 (誘導施設以外の用途がある場合 その用途と面積) 事務所 (床面積 120 m ²) (担当者連絡先) 湯沢市◇◇町○－○ ××設計株式会社 担当 □□ TEL：0183-○○-○○○○

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行 為 の 変 更 届 出 書

令和 7 年 7 月 20 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所 湯沢市◇◇町○ー△

氏 名 株式会社□□□
代表 湯沢 太郎

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 7 年 6 月 1 日

2 変更の内容

・ 土地面積の変更 3,000 m² ⇒ 3,600 m²

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 7 年 8 月 25 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 7 年 10 月 25 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

着手日の 30 日前までに届出が必要

令和 7 年 8 月 1 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所 湯沢市◇◇町○番

氏 名 株式会社□□□
代表 湯沢 太郎

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の ~~（休止・廃止）~~ について、下記により届け出ます。

記

- 1 ~~休止（廃止）~~ しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 - ・ 名 称：◇◇スーパーマーケット
 - ・ 用 途：スーパーマーケット
 - ・ 所在地：湯沢市△△町□□番
- 2 ~~休止（廃止）~~ しようとする年月日
 - ・ 令和 7 年 9 月 10 日

休止又は廃止しようとする 30 日前までに届出が必要
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 ~~休止（廃止）~~ に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) ~~休止（廃止）~~ 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 - ・ 建築物は取り壊し、跡地を売却する予定。
 - 除却予定時期：令和 7 年 10 月 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。

参考資料-2

(届出様式)

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅 ・ 共 同 住 宅 ・ 長 屋 ・ その他（ ）
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) (担当者連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

{ 住 宅 等 の 新 築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }
 について、下記により届け出ます。

年 月 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積)
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建ての住宅 ・ 共 同 住 宅 ・ 長 屋 ・ その他 ()
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸 数) (担当者連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積) (担当者連絡先)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築し誘導施設を有する建築物する行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 湯 沢 市 長 様 届出者 住 所 氏 名	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積)
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (誘導施設以外の用途がある場合 その用途と面積) (担当者連絡先)

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

年 月 日

湯 沢 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。